

私は、上程されました議案のうち、10件に賛成し、反対する4件のうちの主なものと、請願・陳情の委員会審査結果に反対する主なものについて、その理由を述べ討論いたします。
まず、議案第81号「平成20年度鹿児島県一般会計補正予算」についてであります。

この中には、原油価格や飼料価格の高騰による事業者の負担軽減に資するためとして、物流対策や中小企業対策、農畜産業対策、水産業対策などの補正予算が組まれています。原油価格の高騰などが県内の様々な産業に与える打撃は甚大で、経営難の苦境を打開するための緊急の支援策を求める要望が、国にも県にも多数寄せられています。

今回、原油価格高騰対策関係の補正予算の内容は、中小企業、農畜産業、水産業の経営の安定化のためとして、融資枠の拡大のための利子補給額の増額が中心となっています。

もちろん、新たに融資を受けることによって、一息つける事業者もあるかもしれませんが、いまでも借金の返済に窮する中で、新たな設備投資や新たな融資を受けられる条件にない人たちの方が多いのが実情です。今回の原油価格高騰対策の補正予算に反対するものではありませんが、さらにより実効性のある、支援策を求めるものであります。

反対の理由の第1は、今回の補正予算には、総務費の中の税務総務費として随意契約での委託料、1億9,900余万円が計上されている点です。これは、地方法人特別税の創設に伴う税務総合システムの改修に要する経費とされています。

そもそも地方法人特別税は、地域間の格差、都市と地方の格差拡大を防ぐということで地度府県の基幹税である法人事業税の税率を引き下げ、その相当分を地方法人特別税として都道府県に再配分するしくみであり、国から地方への税源移譲に逆行するものであり、合わせて、将来の消費税の引き上げにも連動するものであり、認めるわけにはいきません。

第2には、今回の補正予算には、産業廃棄物管理型最終処分場について、薩摩川内市川永野地区を整備地として決定したことに伴い、産業廃棄物処理施設整備事業として、普及啓発や施設整備基本計画の策定等の経費として2,900万円が計上されています。

私は、この問題については、一般質問で知事の政治姿勢として取り上げましたが、今議会に地域住民から、計画の見直しを求める新たな2件の陳情も提出されております。依然として反対の声が強くある中で、整備地として決定する前にもっと住民の納得と合意をえる努力をすべきであるという立場をとるものであります。

以上の理由から、本議案には賛成できないものであります。

次に、議案第86号「土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求める件」について

であります。この中には、国や県の事業に伴う市町村の負担が計上されておりますが、そもそもこれらの事業については、それぞれの事業主体である国、並びに県が負担すべきであります。

また、この中には、人工島「マリンポートかごしま」についての鹿児島市の負担5,450余万円。志布志港整備にかかわる志布志市の負担1億3,200余万円も含まれています。これまでの累計で、鹿児島市は27億円、志布志市は30億円近くの負担となります。

一般質問でも明らかにいたしました、人工島建設はその事業の目的として、『桜島』から発生する土石流除去土砂等の安定的、継続的な受け入れ場所を確保する」とされ、当初は埋立土砂の9割を占める予定だったものが、土石流土砂の不足から相次いで変更され、現時点では半分以下の量となっており、竣工も5年間延長されました。また、すでに1工区に作られた3,000万円の防災シェルターも含め、災害時の対応空間として、災害直後から数週間の避難生活の場所として、人工島を利用することを明らかにされました。しかしながら、災害後は、できるだけ日常の生活に近い形で避難生活を送れるようにすることが必要で、子ども達は避難場所から学校に通えるように、大人は、被災した自宅の片付けができるように、また、農家は農作業ができるように、自宅に近い地域の公民館や学校が一時的な避難場所としてはふさわしいのではないですか。わざわざ、離れた海に四方を囲まれた人工島に移らなければならないのでしょうか。鹿児島市民にこれだけの負担を求めながら進める事業であるのか、ますます疑問は大きくなるばかりであります。

また、私は、今回の一般質問で、県が発注する公共工事における違法な派遣労働の実態を告発しました。禁止されている建設現場へ日替わりで派遣される労働者は、作業服や安全靴も支給されず、いきなりとびの現場にまわされるなど危険と隣り合わせです。賃金も派遣会社に半分ほどピンハネされています。違法であるがゆえに、事故が起きても労災が適用されず、わずかな治療費だけで、休業補償もなされません。

市町村に多額の負担を強いる土木その他の建設事業の現場において、市民県民の権利や安全が阻害されることのないよう、県としての調査を再度求めながら、本議案には賛成できないことを申し上げます。

次に議案第95号「鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部制定の件」についてであります。

この中で、新設する研修室の使用料の額について、反対するものであります。今回の料金設定では、第1研修室155㎡、県議会と言えば議会運営委員会室程度の部屋を午前中借りると3,300円。午前9時から午後5時までの間借りると7,700円。冷暖房を入れると9,800円にもなります。もっと狭い、第2・第3研修室は77㎡、これは議長応接室ほどの広さですが、そこは、午前中で1,700円。午前9時から午後5時までは3,900円。冷暖房を入れると4,900円となっています。この料金設定には、奄美市の施設である奄美文化センターの施設利用料金を参考に検討がなされたそうですが、奄美文化センターの使用料よりも全て高い設定となっています。

鹿児島市内でも、同じ程度の広さの研修室を市の施設と県の施設を比較すると、市の公民館の研修室が午前中800円で借りられるのに対し、県民交センターの研修室は2,600円となってい

ます。私は、日頃から県民のみなさんから県の施設は、どうして使用料が高いのか、とよく聞かれます。奄美市の文化センターは、町内会等の自主講座や趣味の講座など生涯学習にも利用されており、県立図書館が社会教育の施設であることを考える時、市民・県民が広く、気軽に利用できる施設として、使用料はもっと低く設定すべきであると考えます。よって、本議案には賛成できません。

次に陳情第4015号「子どもの教育環境の整備に関する陳情書」について、第1項、第3項が不採択、第2項が継続となっておりますが、全て採択すべきであることを主張いたします。

いずれの項目も、その必要性は認めながらも、財政負担の大きさを理由に、困難であるとされています。少人数学級については、国も教育上の有効性を認めており、各自治体において少人数指導などの加配を少人数学級にまわすなどの柔軟な対応を認めています。本県でも、それを活用して小学校1・2年生で実施しています。やる気さえあれば、他県の状況など調査し、工夫してできるはずです。

第3項のクーラー、扇風機の設置については、地球温暖化で夏場の気温の高さは異常であります。文部科学省が定めております学校環境衛生の基準によると教室の望ましい室温は、冬場は18度から20度、夏場では25度から28度となっております。薩摩川内市の教育委員会では、一昨年度全ての教室の室温を測定したところ、夏場は、午前10時には、すでに30度を超しているという調査結果が出て、昨年度、全ての普通教室に各4機の扇風機を設置しました。子どもたちは大歓迎でした。

今議会、県立高校の普通教室や特別支援学校の体育館においてのクーラー設置を求める質問もなされておりましたが、地球温暖化の下で、南国鹿児島で子どもたちの健やかな成長と教育環境の整備のために県は財政的な努力をすべきであり、県議会としても県民の期待に応えるべきであります。よって、本陳情は採択すべきであります。

次に陳情第5007号「乳幼児医療費無料制度に関する陳情書」が、委員会審査結果で不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は乳幼児医療費助成について、就学前までの無料化と、現物給付を求めたものであります。

私は、今回一般質問でも取り上げましたが、全国では、最高中学校卒業まで助成の対象となっていてるところもあり、支給方法も併用まで合わせると36都府県で現物給付となっています。現物給付にできない理由に、県は、財政的な負担が大きいことをあげられますが、他の都府県ではできていることがなぜできないのでしょうか。現物給付を実施している他県でもそれぞれに議論はあったでしょう。それでも、現物給付を行うという選択をされている。財政負担の大小は理由になりません。どんなに負担が大きい事業であろうと、住民の反対があろうと、県が、知事が、必要と判断されれば、多額の事業費を費やして事業は行われているではありませんか。負担の大きさなど、理由にしないでいただきたい。税金を何に使い、何に使わないのか、これが政治であります。県財政が逼迫している最大の原因は、借金に頼りながら増大させてきた過去の普通建設費にあることは、知事も認めておられます。そして、そのことが招いた財政難を理由に、県民の「子どもの命を守ってほしい」という願いに背を向けられる、これが本県の姿勢であります。

私は、一般質問でも、ぜんそくの子どもさんを持つお母さんの話を紹介しました。発作が起きて、病院に連れて行きたくても、給料日前には連れて行けない、我慢をさせている、と。県議会は、県民の声を受けとめ、本陳情は、採択とし、本県の財政の何を削り、何を守るのか、議論すべきであります。本陳情は、採択すべきであることを強く申し述べます。

次に陳情第5008号「障害者自立支援法の見直しについて」が委員会審査結果で不採択となっておりますが、採択すべきことを主張いたします。

本陳情は、障害者本人や家族、施設職員等から出されているものであり、その内容は障害者自立支援法について、法の適用を受けている現場の実態から出された切実な声であります。政府が、制度の施行当初から見直しを繰り返してきたのも、その法の内容があまりに不十分であり、全国で見直し、改善を求める声が大きく上がったからであります。

障害者自立支援法はその第1条に目的として「障害者基本法の基本的理念にのっとり」と規定され、障害者基本法がまさに自立支援法の基本法となっています。その基本的理念とは、障害者基本法第3条に、「すべての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられる。何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」とあります。

陳情に示されている具体的な事象は、障害者基本法の理念からかけ離れたものであり、障害者自立支援法は施行3年をめぐりに見直すとしていることから、今、現場で起こっている実態や問題点をよく把握することが必要であります。県議会としても、本陳情をしっかりと受け止め、障害者の真の支援のために、何が必要か、国や地方自治体はどうあるべきか議論すべきであります。よって、本陳情は、不採択ではなく、採択すべきであります。

最後に陳情第5025号「妊産婦健診の充実を求める陳情書」について、第1項が不採択、第2項が継続となっておりますが、これはどちらも採択すべきであることを主張いたします。

妊婦健康診査については、母体や胎児の健康を確保するという観点から、その重要性や必要性は明らかであり、昨年度、国も14回程度の公費負担が望ましいという通知を出しています。これを受けて、全国の自治体で公費負担の回数が増え、11県で、県独自の助成制度も作られています。

例えば、秋田県では、全妊婦に対して、市町村が3回以上公費負担をしている市町村に対してそれ以上の4回分と歯科の1回分を助成しています。つまり、秋田県の妊婦は、最低7回は公費負担がなされているわけであり、14回全部公費負担の自治体もうまれました。

また、長崎県では、産婦人科医との協議で超音波検査の重要性が確認される中で、国の基準にない超音波検査について、3回以上公費負担する市町に対して、一人5000円の助成を今年度から行うことにしました。その結果昨年度までは、超音波検査はほとんど2回だけの公費負担だったものが、今年度すべての市町で3回の超音波検査の公費負担が実現しました。

このように、妊婦健診は市町村の事業ではありますが、県が助成を行うことによって、公費負担が拡大・充実され、そのことが母体と胎児の健康確保につながります。よって、妊産婦健診の充実を求める本陳情は、採択すべきであります。

第２項の妊婦健診の無料化を国の制度とするよう意見書提出を求める項目については継続となっておりますので、今後、本項目が採択され、国にたいして意見書が提出されることを期待いたしまして、討論を終わります。